

改憲手続き法成立 自公が強行

“憲法守れ”の多数派へ運動さらに

九条改憲の条件づくりを狙った改憲手続き法(国民投票法)が十四日の参院本会議で、自民・公明の賛成多数で可決・成立した。日本共産党はじめ、民主、社民、国民新の野党四党は反対した。これにより、憲法施行六十年で初めて改憲に必要な法的な手続きがつくられた。

とになり、憲法をめぐるたたかいは新たな局面を迎えます。日本共産党の志位和夫委員長は同日、国会内で記者会見し、「憲法改憲反対の一点での国民のゆるぎない多数派をつくるために今日を新たな出発点として力をつくしたい」とのべました。(2、3、5、15面に関連記事)

者である国民の自由な運動を抑え込もうとする内容が含まれています。テレビ・新聞での有料広告が投票日前一週間を禁止、それ以外は自由。国会に設置される広報協議会が公報作成や無料広告枠を扱います。

都教組の磯崎四郎副委員長は「教師が、教え子を再び戦場に送るな」と声をあげることが父母や子どもを動します。改憲許さないたたかいをさらに広げていきたいと思います。」と力強く話しました。



参院本会議での採決強行を受け、議員会館前で開かれた抗議集会には、成立阻止のために座り込みに参加していた数百人が集まりました。本会議場から駆けつけた日本共産党の仁比聡平議員は「国民が憲法について語ることを制限しようとするなら、法案には憲法違反の重大な問題がいくつもある。この仕組みを国民に知らねえな」というのが、採決を強行した与党の本音だ。「憲法を守れ」

日本共産党の追及で、これらの問題点が浮き彫りになるなか、最低投票率制度の是非の検討など十八項目におよぶ「付帯決議」がつけられました。

市田書記局長が「改憲手続き法強行に抗議し、憲法闘争の飛躍をめざす。16日中央決起集会が、十六日午後零時半から東京都千代田区の日本共産党外信業務開始です。」



改憲手続き法案は、改憲案の承認要件となる「過半数」という最も低いハードルにしろ、最低投票率制度も規定していません。また、公務員、教育者の国民投票運動について「地位利用」を口実に制限、そのうえ政治的行為の禁止という公務員法上の規制も検討するなど、主権

改憲手続き法強行に抗議し、憲法闘争の飛躍をめざす。16日中央決起集会が、十六日午後零時半から東京都千代田区の日本共産党外信業務開始です。

集会終了後、国会へ向けテロ行進し、国会前で座り込み、議員要請をくり広げます。



日本共産党の志位和夫委員長は十四日、改憲手続き法の成立について記者団の質問に答え、次のように語りました。

今日を新たな出発点として力をつくしたい。

「(参院選でどうたかつか) 今度の参院選で安倍内閣が改憲を争点とするというのなら、正面から受けて立ち、堂々と論戦を迫っていくべきだ。改憲の狙いは、九条を変え、海外で戦争をする国をつくることだ。しかも、過去の侵略戦争を反省しない、靖国派が、改憲運動の中心にすわっている。こういう勢力が憲法を変えて武力で海外に打って出たらどうなるか危険か、正面から明らかにし、この企てを止めるための声をあげたい。」

たたかいはこれからが本番



記者団の質問に答える志位和夫委員長—14日、国会内

「改憲の動きが加速する中への対応は、国民のなかで、憲法を変えてはならない、九条を守り抜くという声をひろげることが一環だ。同時に、国会の対応としては、憲法改定の発議をさせないたたかいは非常に大事になっている。改憲の発議は、国会の両院の三分の二以上でできることになっている。それを阻止するためにも、選挙で私たちが日本共産党がおおいに

るなか、戦争をする国が問われる。憲法守れの共同の広がりや力を改憲反対のたたかいをさらに前進させよう」と呼びかけること、そのうたの音があがりまし



改憲手続き法成立後、憲法改憲を許さないたたかいは決意を込めて、国会にむけてシブレットコールする人たち(14日、国会前)

志位委員長会見

あす東京で抗議集会